

新たな公益法人制度の創設に向けて

2004年9月

社団法人日本芸能実演家団体協議会

近代日本社会は、産業、交通、技術の飛躍的な発達とともに経済的な豊かさを享受し、メディアの多様化など生活の利便性を手に入れてきました。それにより個々人の生活スタイルと価値観が急速に多様化する一方、人々の生きる意欲、個性豊かな創造力、人と人の生きたコミュニケーション能力の衰退が危惧されています。さらに都市化の進展の中で進行する過疎問題、さらに都心部空洞化による都市の荒廃など地域のコミュニティーの弱体化が進んでいます。

このような時代において、文化芸術は、個々の創造力を根源とし、芸術家の協働的な営為のなかで生まれ、人々の生き甲斐づくりとしあわせづくりに貢献する力をもっています。とりわけ演劇、音楽、舞踊、演芸など芸能は、人々との時間、空間の共有の中で成立するため、他者との共感を通じて人と人を結びつけ、相互理解の土壌を形成し、豊かなまちづくりに目に見えない大きな力を発揮します。

さらに、文化芸術はその製作・流通・鑑賞行動を通し経済に多大な影響を与えるとともに、文化芸術のもつ創造性が製品コンセプト、デザインなど経済活動に新たな需要や高い付加価値を生み出し、経済活性化の重要な要素となっています。

しかしながら文化芸術、とりわけ芸能は、歴史的に専門的な活動として芸術家や民間の芸能組織によって担われてきました。このような芸術活動を担う組織は、芸術創造活動を行い、広く人々に提供することを目的に設立されますが、芸術活動の持つ力とその公共性にもかかわらず、従来、一部は公益法人として活動を進めているものの、多くは公益法人の設立が困難で任意団体で活動するか、営利目的ではなくとも設立が簡便な商業法人を選択して、活動を行ってきました。

21世紀は、日本の経済、社会、文化の発展にとって、文化芸術が大きな役割を

果たす時代であり、幅広い社会の支援を受けながら、私ども芸能組織が理念・目的とする「豊かな創造活動を進め、人々に多彩で、深く芸能を楽しむ場を創り出す」ことを、積極的に進めるに相応しい法人制度が求められていると、確信しております。

政府部門や民間営利部門では十分対応できない領域、特に芸術は市場経済に委ねただけでは供給が困難な財・サービスであり、安定的に人々とどける仕組みが必要です。社会を活性化し、文化的にも豊かなものにするための組織をつくるために、以下の点を考慮した新たな公益法人制度、税制を創設することを強く要望します。

- 1 . 文化芸術活動の価値は、自由な自主性に基づく創造とその多様性にあり、新たな公益法人は、可能なかぎり客観的な基準により、登記での設立を認めること
- 2 . 新たな公益法人の基準は、剰余金は分配せず文化芸術活動に再投資し、社会に文化芸術の共有資産をつくりだし、人々の文化芸術基盤を豊かなものとし、解散時の剰余財産も社員に分配をしないものとする
なお、剰余財産分配型の法人は明らかに組織行動が異なるので峻別すること
- 3 . 新たな公益法人は、定款・寄付行為に定める目的・事業に基づく本来事業（創造・公演や芸術教育事業など）に税を課せられないこと
- 4 . 新たな公益法人は、本来事業ではない活動からの収入を、本来的事業に当てた時、その収入に税を課されないこと
- 5 . 新たな公益法人は、その理念と使命に賛同して行われる寄付（資産、相続を含む）の所得控除や損金算入を認める資格を寄付者に与え、寄付文化を促進する法人制度であること
- 6 . 新たな公益法人は、適正な運営につとめ、社会一般の基準に基づき情報公開すること

以上